

2017年7月26日

小林 正一

監査法人のガバナンス・コードと監査役(資料編)

- | | |
|--|---------|
| 1. 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言 | 1P～3P |
| 2. 「監査報告書の透明化」について(金融庁) | 4P～5P |
| 3. 監査法人のガバナンス・コードへの対応
新日本有限責任監査法人 | 6P～7P |
| 4. 「監査法人のガバナンス・コード」と当監査法人の対応
有限責任監査法人トーマツ | 8P～9P |
| 5. 監査法人のガバナンス・コードへの主な対応状況
有限責任あずさ監査法人 | 10P～13P |
| 6. 監査法人のガバナンス・コードへの対応状況
PwC あらた有限責任監査法人 | 14P～17P |

平成28年3月

【目 的】	【施 策】	【施 策 の 説 明】
監査法人の マネジメント の強化	監査法人の ガバナンス・コード	監査法人の組織的な運営のためのプリンスiplの確立 (職業的懐疑心の発揮を確保するためのリーダーシップの発揮、 運営・監督態勢、人材啓発、人事配置・評価等)
		ガバナンス・コードの遵守状況についての開示
	大手・準大手監査法人の 監査品質の向上	ガバナンス・コードの適用による、 大手・準大手監査法人の監査品質の向上
		当局と大手・準大手監査法人との 定期的な対話(協議会の設置)
会計監査に 関する情報の 株主等への 提供の充実	企業による 会計監査に関する 開示の充実	有価証券報告書等における、 会計監査に関する開示内容の充実
	会計監査の 内容等に関 する情報提供 の充実	監査法人による情報提供の充実 (監査法人のガバナンス体制や運営状況に係る情報提供等)
		監査報告書の透明化 (監査に際し着目した重要な虚偽記載リスクの説明)
		監査品質を測定する指標(AQI)の策定
		監査人の交替理由等に関する開示の充実
		審査会のモニタリング活動に係る情報提供の充実 (「モニタリングレポート」の作成・公表等)
	企業不正を 見抜く 力の向上	会計士個人の力量の 向上と組織としての 職業的懐疑心の発揮
不正リスクに 着目した監査の実施		監査基準、不正リスク対応基準、 品質管理基準等の実施の徹底
「第三者の眼」 による会計 監査の品質 のチェック	監査法人の 独立性の確保	監査法人のローテーション制度についての調査の実施
	当局の検査・監督 態勢の強化	審査会の検査の適時性・実効性の向上
		審査会の検査と協会の品質管理レビュー との適切な役割分担の検討
	協会の自主規制 機能の強化	監査法人に対する監督の枠組みの検証
		品質管理レビュー等の見直し
		自主規制機能の強化
		教育研修の在り方の見直し
高品質な会計 監査を実施 するための 環境の整備	企業の会計 監査に関する ガバナンスの強化	(コーポレートガバナンス・コードに基づく)各企業に おける監査人の選定・評価のための基準の策定
	実効的な 内部統制の確保	各企業における適正な監査の確保への取組み (監査役会・監査委員会等の独立性・実効性確保と 会計監査人との連携の強化、適切な監査時間の確保、 監査報酬の決定の在り方等)
	監査におけるITの活用	内部統制報告制度の運用と実効性の検証
		協会において検討を継続
	その他	試験制度・実務補習等の在り方の検討

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(平成28年3月8日)(抄)①

Ⅱ. 会計監査の信頼性確保のための取組み

1. 監査法人のマネジメントの強化

監査法人は5人以上の公認会計士を含む者の出資により設立され、出資者である各社員(パートナー)が経営に直接に関与し、相互に監視することによって組織の規律を確保することを基本としている。一方、現実には、大手上場企業を中心とする企業活動の複雑化・国際化に対応して監査法人の大規模化が進展し、大手上場企業やこれに類する大企業(以下「大手上場企業等」という)の監査の大部分を担う大手監査法人は人員が数千人を超える規模、それに続く準大手監査法人でも百人を超える規模となっている。

経営陣によるマネジメントが、このような規模の拡大と組織運営の複雑化に対応しきれていないことが、監査の品質確保に問題を生じさせている主な原因の一つであると考えられる。

このため、とりわけ大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人を念頭に、その運営について明確な権限と責任を定めた実効的なガバナンスを確立し、組織全体にわたってマネジメントを有効に機能させる必要がある。併せて、このような組織的な運営の状況を外部からチェックできるようにするとともに、組織的な運営が有効に機能している監査法人が評価されるようにするため、監査法人の運営の透明性を向上させることが必要である。

また、国内の監査市場においては、大手の4監査法人が上場時価総額ベースで9割以上の上場企業の監査を担っており、このような監査市場の寡占化が、企業、特に大手上場企業を中心とする大企業による監査法人の選択の余地を狭めていること、また、このような寡占が品質向上に向けた競争を阻害している懸念があることも指摘されている。このため、大手上場企業等の監査を担う能力を有する監査法人を増やしていくための環境整備に取り組む必要がある。

2

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(平成28年3月8日)(抄)②

(1) 監査法人のガバナンス・コード

大手上場企業等の監査の担い手となる監査法人において実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させていくための取組みを進めるにあたっては、こうした大規模な組織の運営において確保されるべき原則(プリンシプル)がまずもって確認されていることが必要であると考えられる。(略)

イギリス及びオランダにおいては、このような考え方に立ち、監査法人の組織的な運営について、ルールベースではなく、プリンシプルベースの「監査法人のガバナンス・コード」(以下「コード」という)が導入され、このようなコードのもと、各監査法人が、それぞれにガバナンスを確立しマネジメントを機能させることができるようにするとともに、組織運営についての透明性を確保するための開示等を充実させることで、その実効性を確保する取組みが行われている。

こうした例を参考に、我が国においても、監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルを確立し、各法人に対して、当該プリンシプルを実現するための自律的・実効的な対応を求めべきである。その際、各法人による組織運営の状況についての開示を充実させることにより、その実効性を確保し、監査法人の切磋琢磨を促していくことが重要である。

コードの具体的な内容としては、大手上場企業等の監査を担う一定規模以上の監査法人への適用を念頭に置きつつ、例えば、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督態勢の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等について規定することが考えられる。その詳細については、我が国の監査法人を取り巻く環境や課題に照らしつつ、金融庁のリーダーシップの下、幅広い意見を参考にしながら早急に検討が進められていくべきである。

(2) 大手上場企業等の監査を担える監査法人を増やす環境整備

コードの導入によって、準大手監査法人等、大手監査法人以外の監査法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を市場参加者や当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につながっていくことが考えられる。これにより、より多くの監査法人が大手上場企業等の監査を担えるようになることが期待される。

Ⅲ. おわりに

会計監査に関わる関係者がこれらの提言の実現に取り組むことにより、

- ・ 監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する、
- ・ 企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人等に監査を依頼するようになる、
- ・ このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等につながる、

好循環が生まれることが期待される。このような好循環が確立されることにより、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていくことが望まれる。

4

監査法人の規模

所属公認会計士数

No.	監査法人名	公認会計士である社員 (パートナー)の数	使用公認会計士数	公認会計士資格を 有する者(計)
1	新日本有限責任監査法人	612	2,829	3,441
2	有限責任監査法人トーマツ	567	2,483	3,050
3	有限責任あずさ監査法人	567	2,408	2,975
4	PwCあらた有限責任監査法人	90	756	846
5	太陽有限責任監査法人	60	166	226
6	東陽監査法人	96	65	161
7	京都監査法人	22	94	116
8	三優監査法人	27	63	90
9	仰星監査法人	37	50	87
10	優成監査法人	17	58	75

(出典) H26.4.1からH27.3.31の間に各法人が作成した業務及び財産状況に関する説明書類

「監査報告書の透明化」について

1. 経緯

監査報告書において、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、監査人が着目した会計監査上のリスクなどを記載する「監査報告書の透明化」（以下「透明化」）¹については、監査報告書の情報価値の向上を目的として、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の定める国際監査基準に導入されたことなどを受けて、欧州やアジアの主要国等において導入が進められており、米国でも、公開会社会計監督委員会（PCAOB）が「透明化」のための監査基準を公表した。²

我が国においても、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、株主等に対する会計監査の内容等に関する情報提供を充実させる観点から検討を進めるべきとされたことを踏まえ、平成 28 年 9 月から 5 回にわたり、日本経済団体連合会、日本監査役協会、日本証券アナリスト協会、日本公認会計士協会、金融庁による意見交換を行った。

2. 意見交換における議論の概要

「透明化」の導入について、意見交換の参加者からは、

- ・ 監査報告書において監査人が着目した会計監査上のリスク等（「監査上の主要な事項（Key Audit Matters: KAM）」³）に関する情報が示されることが、監査報告書の情報価値を高め、会計監査についての財務諸表利用者の理解を深める意義がある
- ・ また、上記のような監査報告書の情報価値の向上に加え、
 - － 監査報告書における KAM の記載が、企業と財務諸表利用者の対話の充実を促すこと
 - － 監査報告書における KAM の記載が監査計画の前提として組み込まれることが、企業と監査人のコミュニケーションの更なる充実、ひいては監査品質の向上につながることを

が期待される

といった意見が出された。

¹ 監査報告書における KAM 等の記載については、監査報告書の「拡張化（extended）」「長文化」等の呼称もみられるが、「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（2016 年 3 月）では、株主等に対する情報提供を充実させる観点を挙げ、「透明化」としている。

² 2017 年 6 月 1 日に PCAOB により公表された監査基準は、今後、証券取引委員会（SEC）の承認を経て効力を発生することになる。

³ KAM とは、監査人の職業的専門家としての判断において、当期の会計監査において最も重要な事項をいい、統治責任者にコミュニケーションした事項から選択するものとされている。

同時に、参加者からは、

- ・ 財務諸表利用者にとって有用な情報とするためには、KAM として記載すべき項目をどのように選択し、どのような記載内容とすべきか。また、それらの情報はそもそも財務諸表利用者にとってどこまで有用な情報となり得るのか
- ・ KAM を含む監査報告書が円滑に作成、開示されるためには、監査人と企業のそれぞれ、また、両者の間で、どのような手続が必要となるか。KAM に記載された事項について株主総会等で質問を受けた場合の説明責任をどのように果たすのか
- ・ 監査報告書における KAM の開示と企業による開示との関係をどのように整理すべきか、仮に監査人と企業との間で調整が必要となる場合、どのような手続などが必要となるか⁴
- ・ 上記のような手続を踏むことについて、どの程度の追加的な時間を要するのか

といった実務上の課題が提示された。また、「透明化」が各関係者にどのようなメリットをもたらしていくかについても考えていく必要があるとの意見が出された。

「透明化」が期待される意義・効果を十分に発揮するためには、より幅広い関係者の間で、上記のような課題について、今後、更に具体的な検討を行っていく必要があると考えられる。

3. 意見交換を踏まえた今後の検討の方向

「透明化」の導入が国際的に進められる中で、我が国においても会計監査の透明性向上は重要な課題であり、今後、企業会計審議会において、上記の実務上の課題についての検討を含め、「透明化」について具体的な検討を進めていくことが期待される。

その際、実務上の課題を抽出するため、日本公認会計士協会が大手監査法人や監査先企業、その監査役等と必要な連携をして、直近の終了した会計監査を対象に、KAM を試行的に作成する取組みを行い、検討に当たった際の参考とすることが有益であると考えられる。

以 上

⁴ KAM の記載に当たっては、企業が既に開示している情報を参照することが想定されている。参照すべき情報が企業によって開示されていない場合であっても、監査人が KAM として記載することは否定されていないが、監査人はまずは企業に必要な開示を促すことが適切であるとされている。